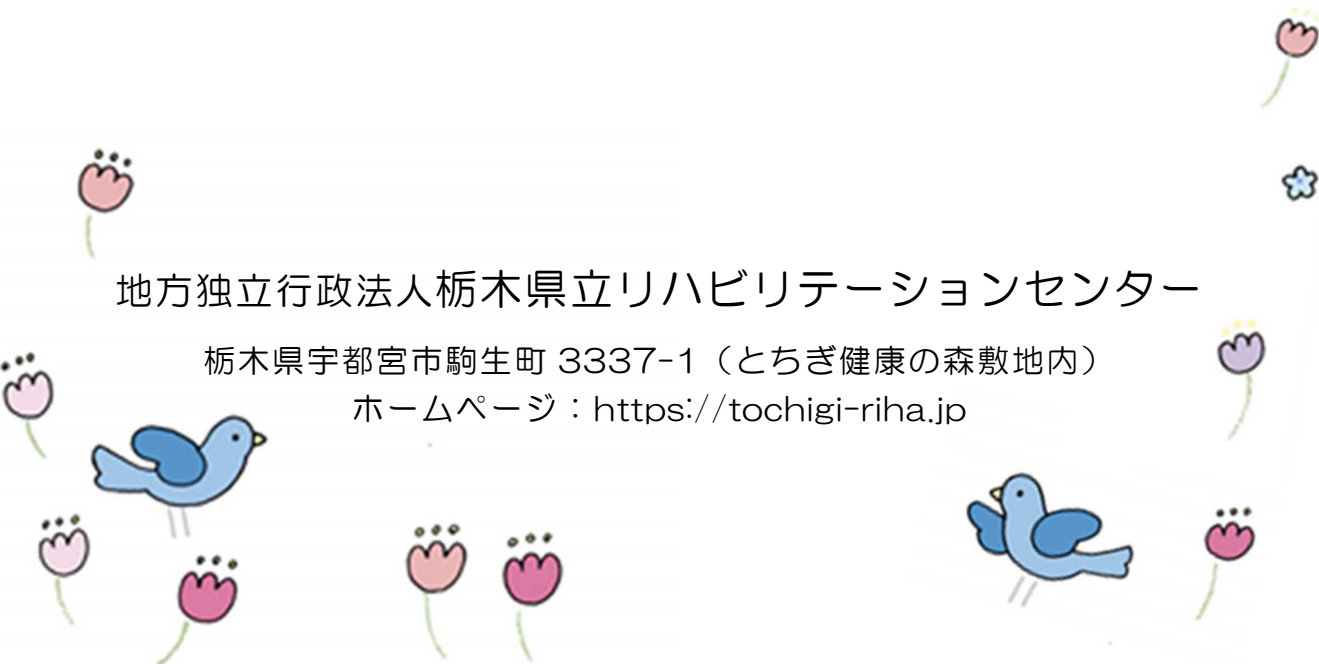




こども発達支援センター

(第2版)



地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 (とちぎ健康の森敷地内)

ホームページ：<https://tochigi-riha.jp>

1 こども発達支援センターとは？

こども発達支援センターは、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターからなる障害児通所支援施設です。

隣接する病院（医療センター）と連携して、肢体不自由や知的障害等のある就学前のお子さんを対象に、専門的な知識や技能を備えた職員が、障害の状況等に応じた総合的な療育（お子さんの身体機能や身辺動作能力の維持向上を図るための訓練や言語聴覚訓練、摂食指導、ご家族への支援等を含む。）を行い、発達を支援しています。



2 特徴

「親子通園」で、お子さんに療育を提供するとともに、ご家族も「障害や療育、あるいはお子さんとの接し方等について」、理解を深められるよう努めています。

【療育の例】

- (1) **一斉保育**：保育士による集団指導
- (2) **個別訓練**：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師による個別指導
- (3) 症状の診断・治療・健康相談：小児科医や整形外科医、看護師



一斉保育（福祉型）



一斉保育（医療型）



あそびの広場



ふれあい遊び

3 対象のお子さんと事業の概要

- (1) 対象児：福祉型児童発達支援センター 知的障害児や発達障害のあるお子さん
医療型児童発達支援センター 肢体不自由のあるお子さん
- (2) 対象年齢：就学前(満2歳の誕生日を迎えた後の4月以降が目安になります。)
- (3) 通園日数：週3日(クラスによって曜日が異なります。)
- (4) 定員：各30名(福祉型4クラス、医療型2クラス)
- (5) 開園時間：10時～14時
- (6) 利用期間：原則として1年以内
- (7) 送迎：ありません。
- (8) 卒園後：親子分離の療育施設や認定こども園(保育園、幼稚園)など、個々のお子さんの発達に応じた機関
- (9) 利用料：電話等でご確認ください。



「通所受給者証」が交付されることで、自己負担額は利用料の1割となります。
(9割は国・県から支給)

満3歳になって初めての4月1日以降の3年間は、幼児教育・保育無償化制度により無料となります。(注. 食費など一部の費用は実費となります。)



作業療法(感覚統合室)



理学療法(訓練室)





言語療法(言語聴覚室)



心理療法(心理相談・検査室)

4 日課の例(1日のスケジュール)

時間	日 課		
9:40	登園	健康チェック、トイレ	個別訓練 9:20～14:20の間
9:50	診察	再診、リハビリや検査前の診察	
10:00	保育	【集団指導】 [福]粗大運動(園庭、粗大遊具) [医]一斉保育・親子のふれあい遊び	・[福]月3回 ・[医]月7回程度
10:40		水分補給、トイレ	
11:00		[福]一斉保育・設定保育 [医]設定保育	
11:30	昼食	食事、歯磨き、トイレ	
13:00	保育	設定保育	
13:40		お帰りの会、降園準備、トイレ、[医]水分補給	
14:00	降園		



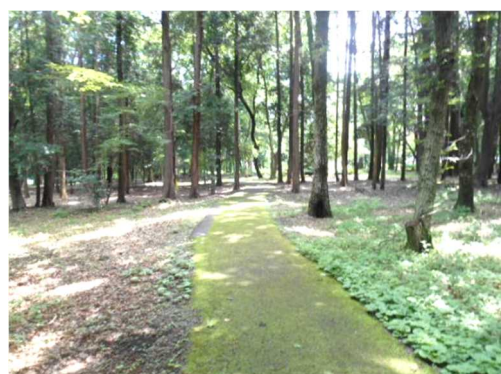
プール(後方は園庭)



複合遊具(園庭)



ゆらゆら橋(園庭)



子ども達が大好きな森の散歩道

5 クラス編成と通園日 (2023.4.1 現在)

クラス名		曜日	月	火	水	木	金
福祉型 クラス	ぱんだ			通園		通園	通園
	こあら	通園			通園	通園	
	うさぎ			通園	通園		通園
	ひよこ	通園			通園	通園	
医療型 クラス	りす	通園	通園			通園	
	きりん			通園	通園		通園

6 季節行事

- (1) イベント・行事 : 入園式、家族参観、親子遠足、音楽鑑賞会、夏祭り、十五夜、ホットケーキパーティ、お店屋さんごっこ、ハロウィン、クリスマス会、節分会、卒園公演、卒園式、その他(避難訓練など)
- (2) 学習会 : 保護者と職員の懇談会(意見交換会)
学習会(子どもの発達を促す遊びや卒園児保護者の体験談についてなど)
- (3) 実習受入 : 保育士や歯科衛生士などの実習を受け入れています。
- (4) 研修受入 : 児童発達支援事業所などの実地研修を受け入れています。



遠足:遊園地



卒園公演:小さなサーカス団



7 通園を希望する時は

- 定員に空きがあれば、**いつでも入園**できます。
ただし、申込み時期によっては4月の一斉入園をお勧めすることがあります。
- 栃木県内、**どちらの市町にお住まいの方でも入園**できます。
 - お子さんを通園させたいと思ったら、**次の相談先へご連絡**ください。

相談先（受付時間 9:00～17:00）

こども発達支援センター通園療育課

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1（とちぎ健康の森敷地内）

Tel **028(623)6128**




- 利用には「障害児通所給付費の支給決定」が必要です。市町の窓口で「助成（支給）申請」の手続きをしてください。支給が決定されると「通所受給者証」が交付されます。

8 センターの場所



9 よくある質問(Q&A)

質 問	回 答
① 利用料はいくらですか？	<p>保護者には、施設サービス利用料(加算を含む)の1割(自己負担分)+給食費(実費)を負担いただきます。</p> <p>ただし、教育・保育無償化制度の対象児童は、サービス利用料の自己負担分が無料となります。(給食費はかかります。)</p> <p>負担額は、世帯所得によって上限が定められているほか、1日当たりですので、何日登園したかによっても異なります。</p> <p>詳しくは市町の障害児支援担当窓口へご確認ください。</p>
② 何歳から利用(入園)できますか？	<p>3歳保育の前年度から利用できますが、お子さんの発達状況によって3歳保育の年齢までお待ちいただくことがあります。</p>
③ 途中入園はできますか？	<p>できます。</p> <p>ただし、お子さんに合ったクラスの定員に空きが無い時や相談時期によっては、新年度4月の入園をお勧めすることがあります。</p>
④ 宇都宮市以外に住んでいますが、利用できますか？	<p>県立の施設です。栃木県内にお住まいであれば利用できます。</p>
⑤ 送迎はありますか？	<p>ありません。</p> <p>自家用車での通園されるケースが多いです。センターの前にバス停がありますので、宇都宮市中心部からバスで通園しているご家庭もあります。</p>
⑥ 通園日数は週何日ですか？	<p>週3日です。クラスによって通園曜日が異なります。</p>
⑦ 幼稚園や保育園との併用はできますか？	<p>週3日の通園ですので、残りの2日は幼稚園や保育園を利用できます。</p>
⑧ 児童発達支援事業所との併用はできますか？	<p>できます。</p> <p>ただし、制度上、1月あたりのサービス利用回数に上限がありますのでご注意ください。</p> <p>また、通園した日に児童発達支援事業所を利用することはできません。</p>

<p>⑨ 子どもの発達や行動など、色々な悩みがあります。相談に乗ってもらえますか？</p>	<p>お気軽にご相談ください。</p> 
<p>⑩ 卒園後のフォローはありますか？</p>	<p>卒園後も電話や訪問での相談に応じています。 必要と診断された場合、卒園後も医療センターの外来で診察や専門職によるリハビリ等を受けることもできます。 また、次項の「保育所等訪問支援事業」も利用できます。</p>
<p>⑪ 栃木県立リハビリテーションセンターってどんなところですか？</p>	<p>地方独立行政法人で、診療から訓練、社会参加に至るリハビリを提供するとともに、地域のリハビリ機関などへの支援も行って、心身に障害のある方々の生活の質の向上と地域生活への移行を支えています。 栃木県の出先機関「とちぎリハビリテーションセンター」を前身とし、平成 30(2018)年 4月 1日に地方独立行政法人となりました。 ホームページ：https://tochigi-riha.jp</p>



♠ 通園以外の取り組みの紹介:地域支援

こども発達支援センターは、児童福祉法で定められた「**地域における障害児支援の中核的役割を担う**」施設です。

そのため、通園されるお子さんに療育や訓練を提供するだけでなく、地域のお子さんや親御さん、あるいは自治体、事業所などを対象に、次の事業も展開しています。

(1) 保育所等訪問支援事業(発達支援・家族支援機能)

センターの専門職がお子さんの通う保育所等を訪問し、そのスタッフとともに、お子さんが集団生活の中で健やかに成長できるよう支援しています。

当センターを卒園した後、この事業を利用するご家庭もあります。

① 利用期間:概ね1年、訪問回数:月2回以内

② 自己負担:1回あたり1,730円

(生活保護世帯、市民税非課税世帯、幼児教育・保育無償化制度の対象児童は無料)



(2) 地域療育支援事業(スーパーバイズ・コンサルテーション機能)

① 研修会の開催

市町や学校、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等の職員を対象に、療育に関する研修会を開催しており、毎年、多くの方に参加いただいています。

② 実地研修の受入れ

児童発達支援事業所などの保育士や専門職に、保育の場に入って障害児保育について学んでもらう実地研修を開催しています。例年、多くの事業所に参加いただいています。

(3) 相談窓口(相談機能)

お子さんの発達のことで悩む親御さんに、広く窓を開けた相談窓口(相談機能)です。

センターの利用者でなくても、「お子さんとの接し方」などの相談にのるほか、お子さんが利用できる障害児サービスやより専門的な相談機関・医療機関の紹介なども行っています。



♠ 関係施設の紹介:こども療育センター

栃木県立リハビリテーションセンターは、「こども発達支援センター」のほかに「こども療育センター」も設置しており、ここでは次の三つのサービスを提供しています。

(1) 入所(指定医療型障害児入所施設)

児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設で、18歳未満の肢体不自由児(脳性麻痺や二分脊椎などで手足や体幹に障害のあるお子さん)に対して、障害の程度やその子の持つ能力に応じた保育・看護・機能訓練等を提供し、当該児童が自立した生活ができるよう支援しています。

入所には、児童相談所の指定医療型障害児入所施設支援の支給決定が必要です。

ご相談や入所希望がある場合には、下の番号にお電話ください。(受付時間 9:00~17:00)

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| ① こども療育センター | 宇都宮市駒生町 3337-1 | ☎ 028-623-6138 |
| ② 栃木県中央児童相談所 | 宇都宮市野沢町4-1 | ☎ 028-665-7830 |
| ③ 栃木県県北児童相談所 | 那須塩原市南町7-20 | ☎ 0287-36-1058 |
| ④ 栃木県県南児童相談所 | 栃木市沼和田町 17-22 | ☎ 0282-24-6121 |

(2) 日中一時支援

障害児を育てているご家族の就労支援や一時的な休息の確保のため、在宅の障害児の短時間保護を行っています。このサービスの利用は、当センターと契約している市町にお住まいの方に限られます。利用を希望される場合は、お住まいの市町の窓口にご確認ください。

- ① 定員 4名
- ② 利用時間 9:00~19:00の希望する時間

(3) 短期入所

在宅で障害児を育てている保護者が、疾病その他の理由によって一時的にお子さんの面倒を見られなくなった際などに、お子さんを一定期間預かっています。

- ① 定員 4名(うち2名は人工呼吸器装着児などの医療的ケア児)
- ② 利用期間 1回のお預かり日数は7日以内



訓練室



スタッフステーション

♠ ✂ 毛





地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

こども発達支援センター（通園療育課）

発行：令和5(2023)年4月1日